

- ・交通機関等利用者に係る手当を、6箇月定期券等の価額による一括支給に改めることとした。
  - ・全額支給限度額 45,000円→55,000円
- 3 期末手当の改定等（第16条関係）
- (1) 平成15年12月期の期末手当の支給月数を改定

	6月	12月	合 計
期末手当	1.55月	1.7月⇒1.45月	3.25月⇒3.0月
勤勉手当	0.7月	0.7月	1.4月
合 計	2.25月	2.4月⇒2.15月	4.65月⇒4.4月

- (2) 平成16年度の期末手当の支給月数を改定

	6月	12月	合 計
期末手当	1.4月	1.6月	3.0月
勤勉手当	0.7月	0.7月	1.4月
合 計	2.1月	2.3月	4.4月

4 附則

- (1) 施行期日

平成15年12月1日。ただし、通勤手当の改定及び平成16年度の期末手当支給月数の改定は、平成16年4月1日から施行することとした。

- (2) 平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成15年4月からの年間給与について、民間との実質的な均衡が図られるよう平成15年12月期に支給される期末手当の額について、所要の調整を行うこととした。

◇熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給料表 別表について、国に準じて改定を行うこととした。

2 附則

施行期日

平成15年12月1日から施行することとした。

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

- 1 技能労務職給料表の改定等（第3条及び第5条関係）

(1) 国家公務員の給料月額に準じ、別表第1の給料月額を改定することとした。

(2) 給料月額に改定に伴い、別表第4の調整基本額を改定することとした。

2 附則

- (1) 施行期日

平成15年12月1日から施行することとした。

- (2) 給料の切替え等

この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例によることとした。

◇熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 加算対象職員の変更

加算割合が100分の5の加算対象職員を、「技能労務職給料表25号級以上を給される職員」から「技能労務職給料表24号給以上を給される職員」に改めることとした。

- 2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県条例第 61 号**

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項第 1 号中「311,400 円」を「307,900 円」に改める。

第 8 条第 3 項中「14,000 円」を「13,500 円」に改める。

第 15 条の 5 第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 145」に、「100 分の 150」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項中「「100 分の 170」とあるのは「100 分の 90」と、」を「「100 分の 145」とあり、及び」に、「100 分の 150」を「100 分の 125」に、「100 分の 80」を「100 分の 65」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額										
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
32			317,100									
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けないすべての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。